



発行 新潟県
第 63 号
 平成25年8月13日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 975 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 976 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 977 肥料の登録(農産園芸課)
- 978 土地改良事業の工事完了届(農地整備課)
- 979 公共測量の実施通知(監理課)
- 980 公共測量の実施(監理課)
- 981 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 982 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 983 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 984 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)

公 告

争議行為を行う旨の通知(労政雇用課)

選挙管理委員会告示

- 50 政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができなくなった政治団体(選挙管理委員会)

告 示

◎新潟県告示第975号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項(又は第53条第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)を次のとおり指定した。

平成25年8月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

| サービスの種類 | 事業所の名称 | 所在地 | 事業者 | 指定年月日 |
|------------------|---------------|-----------------------|------------------|-----------------|
| 訪問介護 介護予防訪問介護 | ヘルパーステーション 柿崎 | 新潟県上越市柿崎区 柿崎 558 番地 1 | 社会福祉法人上越市社会福祉協議会 | 平成 25 年 8 月 1 日 |

◎新潟県告示第976号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年8月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

| 事業所の名称 | 所在地 | 事業者 | 指定年月日 |
|---------------|------------------------|------------------|-----------------|
| うらまち居宅介護支援事業所 | 新潟県魚沼市小出島 359 番地 | 合同会社魚沼介護 | 平成 25 年 8 月 1 日 |
| ケアプランセンター大島新町 | 新潟県長岡市大島新町 3 丁目 1 - 10 | 社会福祉法人長岡福祉協会 | 平成 25 年 8 月 1 日 |
| 柿崎居宅介護支援事業所 | 新潟県上越市柿崎区柿崎 558 番地 1 | 社会福祉法人上越市社会福祉協議会 | 平成 25 年 8 月 1 日 |

◎新潟県告示第977号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料を登録した。

平成25年 8月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

| | |
|-------------|--|
| 登録番号 | 新潟県生第416号 |
| 肥料の種類 | 混合有機質肥料 |
| 肥料の名称 | ささかみ有機 |
| 保証成分量 | 窒素全量 3.7パーセント りん酸全量 3.2パーセント 加里全量 2.5パーセント |
| その他の規格 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。 |
| 生産業者の名称及び住所 | ロイヤルインダストリーズ株式会社 東京都狛江市和泉本町1丁目15番19号 |
| 登録年月日 | 平成25年 8月 5日 |

◎新潟県告示第978号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成25年 8月13日

新潟県長岡地域振興局長

| 事業主体の所在・名称 | 地区名 | 事業名 | 完了年月日 |
|-----------------|-----|---------------------|-------------|
| 長岡市 小国町土地改良区 | 森光 | 農業用排水施設整備（基盤整備促進）事業 | 平成25年 6月 7日 |

◎新潟県告示第979号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年 8月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 作業種類 公共測量（2級水準測量）
- 作業期間 平成25年 8月 5日から平成26年 2月28日まで
- 作業地域 新潟港（東港地区、西港地区）、新潟空港、新潟西海岸

◎新潟県告示第980号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年8月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（修正数値図化 レベル2500）
- 2 作業期間 平成25年7月5日から平成26年1月31日まで
- 3 作業地域 新潟市中央区、東区、江南区、北区のそれぞれ一部

◎新潟県告示第981号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年10月30日新潟県告示第1312号）を次のとおり解除する。

平成25年8月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 魚沼地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|---------|---------------------|
| 越又南地区 | 魚沼市小平尾 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第982号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年10月30日新潟県告示第1313号）の指定を解除する。

平成25年8月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 魚沼地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|--|---------------------|
| 越又南地区 | 魚沼市小平尾 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第983号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年8月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 魚沼地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|---------|---------------------|
| 下倉地区 | 魚沼市下倉 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | |
|-----------|----------|---------|---------|
| 田戸地区 | 魚沼市下倉、田戸 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 明後谷沢地区 | 魚沼市下倉 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 名畑沢地区 | 魚沼市下倉 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 頭無沢地区 | 魚沼市下倉 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 水頭沢川地区 | 魚沼市下倉 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 堂ノ沢川地区 | 魚沼市下倉 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 大沢川地区 | 魚沼市下倉 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 滝ノ沢地区 | 魚沼市下倉、田戸 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 中ノ沢川地区 | 魚沼市下倉 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 下倉地区 | 魚沼市下倉 | 次の図のとおり | 地すべり |
| 細越沢地区 | 魚沼市田戸 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 吉田沢地区 | 魚沼市上原 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 西足沢川地区 | 魚沼市上原 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 泉沢(1)地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 一ツ橋川(1)地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 一ツ橋川(2)地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 一ツ橋川(3)地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 一ツ橋川(4)地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 越又沢川(1)地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 越又沢川(2)地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 越又沢川(3)地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 越又沢川(4)地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 越又沢川(5)地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 越又沢川(6)地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 土石流 |

| | | | |
|---------|-----------|---------|---------|
| 裏の沢地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 泉沢(2)地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 泉沢(3)地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 泉沢新田地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 地すべり |
| 三峰地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 地すべり |
| 濁又川地区 | 魚沼市芋鞘、田小屋 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 下の沢川地区 | 魚沼市芋鞘 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 穴沢地区 | 魚沼市穴沢、芋鞘 | 次の図のとおり | 地すべり |
| 田小屋地区 | 魚沼市芋鞘、田小屋 | 次の図のとおり | 地すべり |
| 平野又地区 | 魚沼市芋鞘、平野又 | 次の図のとおり | 地すべり |
| 越又南地区 | 魚沼市小平尾 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 押沢地区 | 魚沼市小平尾 | 次の図のとおり | 地すべり |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第984号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年8月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 魚沼地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------|----------|--|---------------------|
| 下倉地区 | 魚沼市下倉 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田戸地区 | 魚沼市下倉、田戸 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 明後谷沢地区 | 魚沼市下倉 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 名畑沢地区 | 魚沼市下倉 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 頭無沢地区 | 魚沼市下倉 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 大沢川地区 | 魚沼市下倉 | 次の図のとおり | 土石流 |

| | | | |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 滝ノ沢地区 | 魚沼市下倉、田戸 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 中ノ沢川地区 | 魚沼市下倉 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 吉田沢地区 | 魚沼市上原 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 西足沢川地区 | 魚沼市上原 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 泉沢(1)地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 一ツ橋川(1)地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 一ツ橋川(3)地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 越又沢川(2)地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 越又沢川(4)地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 越又沢川(5)地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 泉沢(2)地区 | 魚沼市泉沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 濁又川地区 | 魚沼市芋鞘、田小屋 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 下の沢川地区 | 魚沼市芋鞘 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 越又南地区 | 魚沼市小平尾 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、日本赤十字労働組合長岡支部執行委員長村越朋から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成25年8月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 要求事項
人員要求、待遇改善、施設設備、その他の要求
- 2 期 間
平成25年8月14日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所
日本赤十字労働組合長岡支部の組合員が従事する全職場
- 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。ただし、救急患者には対応する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成25年4月2日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体は、次のとおりである。

平成25年8月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|--------------------|--------|----------|-------------------------|
| 新しい五泉を築く会 | 伊藤義彦 | 相崎伸夫 | 五泉市南本町2-1-70 |
| あべみさお はげます会 | 阿部操 | 佐藤竹男 | 小千谷市大字蕪生甲1472-10 |
| うきべ文雄後援会 | 深見政英 | 浮部信秀 | 長岡市宮本町1丁目甲180-4 |
| 小田純一を励ます会 | 小田純一 | 本間信行 | 佐渡市三宮480番地 |
| 恩田正夫後援会 | 中野乃 | 斉藤功 | 長岡市城岡3丁目10番51号 |
| かけがえのない上越を考える会 | 渡邊貢 | 小関秀則 | 上越市新光町1丁目6番11号 |
| くしだ修平後援会（育てる会） | 小野塚定雄 | 和澄孝男 | 新潟市江南区藤山1-384 |
| 国定勇人後援会 | 国定勇人 | 荒澤威彦 | 三条市東三条1-2-3 |
| 健全な長寿社会を実現する妙高市民の会 | 平塚好子 | 丸山義忠 | 妙高市大字西菅沼新田248番地の1 |
| 宏友会 | 品田宏夫 | 山本健二 | 刈羽郡刈羽村大字上高町甲291 |
| 西川攻後援会連合 | 西川攻 | 大村喜三 | 柏崎市中浜2-8-23 |
| さいとうきみえと燕を考える会 | 斎藤紀美江 | 小川ヒロ子 | 燕市水道町3-6060-3 |
| 佐藤貞一後援会 | 志田藤男 | 佐藤美江子 | 魚沼市穴沢1337-2 |
| 齋藤信一郎後援会 | 齋藤孝 | 齋藤信行 | 村上市上野299 |
| 斉藤勇七後援会 | 長谷川傑 | 斉藤義夫 | 新潟市東区臨港1-10-2 |
| さとうわたる後援会 | 内藤宜之 | 内藤カツ子 | 五泉市丸田戊37番地1号 |
| 品田宏夫後援会 | 品田欣一 | 山本健二 | 刈羽郡刈羽村大字上高町甲291 |
| 島田伸子と三条市を元気にする会 | 宇治勇 | 内藤一恵 | 三条市島田1-12-6 |
| 新発田の未来を創る市民の会 | 藤田栄三郎 | 村山良雄 | 新発田市大栄町2丁目5-25 |
| 青友会 | 青柳正司 | 青柳正司 | 新潟市北区新崎3-13-17 |
| たきざわ幸一後援会 | 瀧澤幸一 | 瀧澤一男 | 上越市柿崎区竹鼻781番地 |
| 田口直人後援会 | 南雲守 | 内山重義 | 十日町市大字木落720 |
| 高取宏後援会 | 高取宏 | 高橋博美 | 南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田1205番地11号 |
| 塚野一二三後援会 | 須佐節雄 | 小柳健造 | 南蒲原郡田上町大字田上丙1840須佐節雄宅内 |
| つくろう!田園新潟 | 五十嵐孝哉 | 和澄孝男 | 新潟市江南区藤山1丁目384番地 |
| なるみとしかず後援会 | 鳴海寿一 | 新保博 | 上越市大町3丁目4番4号 |
| 中島正昭後援会 | 村山茂喜 | 瀬藤愛子 | 阿賀野市下条町12-69 |
| 中村ひろひこ新潟後援会 | 石田勇三 | 高橋是司 | 新潟市東区宝町3-23 |
| 原茂之を支援する会 | 高坂登志郎 | 梶勉 | 三条市東三条1丁目6番17号 |
| 平井としひろ後援会 | 廣田勇 | 五十嵐新司 | 五泉市本田屋541番地3 |
| 人の輪と絆をつくる会 | 椿一春 | 椿一春 | 南蒲原郡田上町羽生田丙722-5 |
| 藤田ひろふみ後援会 | 小林吾郎 | 須藤昭 | 三条市西本成寺1丁目22番20号 |
| 本岡良雄後援会 | 本岡良雄 | 桐生準二 | 新潟市江南区東船場1-5-39 |
| 丸山敏彦後援会 | 桑原敬季 | 丸山愛彦 | 柏崎市大字劔997番地1 |
| 水沢ひろゆき後援会 | 水澤弘行 | 小林範功 | 上越市寺町2-4-31 |
| 見附の絆 | 源川洋太 | 三本庄一 | 見附市本町2丁目1番8号 |
| 室橋春季後援会 | 栗原嘉隆 | 渡辺俊博 | 新潟市東区岡山71番地12 |
| やまざき正春後援会 | 川瀬卓広 | 山崎ケイ子 | 阿賀野市学校町7-13 |
| 若い力でがんばる会 | 太田博 | 太田庸子 | 五泉市寺沢5-6-1 |